鳥取県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の指定を取り消す旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 20 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

資金管理団体		指定を取り消した団体			
の指定の取り	公職の種類			代表者の	届出
消しの届出を	乙州戦♥ノイ重疾	名 称	主たる事務所の所在地	氏 名	年月日
した者の氏名					
鳥飼 昇	倉吉市議会議員	鳥飼昇後援会	倉吉市関金町関金宿 2836	鳥飼 昇	平成 19 年 1月12日
高田 耕助	鳥取県議会 議員	耕雄会	鳥取市吉成 137-5	高田 耕助	平成 19 年 2月 13 日
長谷川和幸	伯耆町議会議員	長谷川和幸後援会	西伯郡伯耆町富江 736-1	長谷川和幸	平成 19 年 3月5日